

漁業協同組合等による往訪閲覧及び書面掲示の規定について

令和 6 年 3 月 29 日

更新：令和 6 年 5 月 24 日

水産庁水産経営課

令和 3 年 11 月、デジタル改革、規制緩和、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造改革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的としてデジタル臨時行政調査会（会長：内閣総理大臣。以下「調査会」という。）が設置されました。

令和 4 年 6 月、調査会は、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（以下「一括見直しプラン」という。）を策定し、7 項目のアナログ規制（目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制）等に関する法令約 1 万条項について、点検・見直しを行うこととし、同年 12 月にはこれら規制等に係る法令の見直しに向けた工程表、令和 5 年 3 月には告示等にも対象を広げた工程表が策定されました。

一括見直しプランでは、令和 4 年 7 月から令和 6 年 6 月までの 2 年間を集中改革期間と位置づけており、工程表中の各条項においても、当該期間の取組を前提とした類型化された工程表が示されており、必要な見直しを進めていくこととされているところです。

つきましては、水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）及びその関係法令の規定に基づく往訪閲覧及び書面掲示について、下記のとおり、お知らせいたしますので、御了知の上、適切な運用に努められるようお願いいたします。

記

1. 別表に掲げる往訪縦覧の規定については、近年の急速なデジタル技術の進展に伴い、閲覧者の利便性の向上の観点から、漁業協同組合等において、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用することを基本とする。
2. 別表に掲げる書面掲示の規定については、漁業協同組合等において、電子公告等デジタル手段を利用することが可能な場合においては、電子公告等デジタル手段により行うことを基本とする。

以上

(別表)

法令名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型
水産業協同組合法	第 120 条	紛争解決機関による加入組合の名簿の縦覧	往訪閲覧
水産業協同組合法	第 121 条	指定共済事業等紛争解決機関による加入共済事業関係業者の名簿の縦覧	往訪閲覧
水産業協同組合法	第 126 条の 4 第 1 項	水産業協同組合における公告方法（事務所の掲示場に掲示）を定款で定める義務	書面掲示
漁業協同組合等の信用事業等に関する命令	第 9 条第 3 項及び第 4 項	外国投資信託の受益証券等の商品を取り扱う際の掲示義務	書面掲示
漁業協同組合等の信用事業等に関する命令	第 49 条第 1 項	書類の縦覧	往訪閲覧
漁業協同組合等の信用事業等に関する命令	第 50 条の 15 第 2 項	特定信用事業代理行為を行う際の掲示義務	書面掲示
漁業協同組合等の信用事業等に関する命令	第 50 条の 26 第 1 項	説明書類の縦覧	往訪閲覧
漁業協同組合等の信用事業等に関する命令	第 50 条の 31 の 25	名簿の縦覧	往訪閲覧
水産業協同組合法施行規則	第 209 条第 1 項	書類の閲覧	往訪閲覧
農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則	第 11 条第 3 項第 39 号	業務代理組合に係る書類の閲覧	往訪閲覧